

## 10 応援・協定

### 資料編10-1 : 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1）災害応急対策に従事する職員の派遣

（2）災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

（3）被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん

（4）広域一時滞在等による被災住民の受入れ

（5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請  
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
  - (2) 職員の職種別人員
  - (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
  - (4) 資機材及び物資等の品名、数値等
  - (5) 受入れを求める被災住民の人数等
  - (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
  - (7) 応援等の期間
  - (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項
- 2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消

防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道  
北海道知事  
北海道市長会  
北海道市長会長  
北海道町村会  
北海道町村会長

#### 別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村

留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

## 資料編10-2 : 北十勝 4 町による広域防災に係る相互応援に関する協定

音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町（以下「提携町」という。）は、提携町内で地震、風水害その他の異常な自然現象、大規模な火災・事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、防災に関する協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、平常時及び災害時等における防災に関して、国及び道と連携を図るとともに、提携町が相互に協力することにより、災害対策の強化及び災害が発生した場合における迅速な応急活動を通じて被害の軽減を図り、もって提携町住民の安全を確保することを目的とする。

### （平常時における相互協力）

第2条 提携町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業を実施するよう相互協力を努めるものとする。

- (1) 資機材、物資、避難所の一覧等の防災関係資料及び情報の提供
- (2) 提携町が個別に実施する防災訓練等への協力及び参加
- (3) 提携町内における広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- (4) その他この協定の目的達成のために必要な事業

### （災害時等における相互協力）

第3条 災害時等において、被害を受けた又は被害を受けるおそれがある提携町（以下「被災町」という。）は、被災町単独で十分な応急措置を行うことが困難な場合、他の提携町に対して応援を要請することができるものとする。

- 2 応援を要請された提携町は、自己の区域内の災害時等に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、救援に努めるものとする。

### （応援の種類）

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、機械器具、資機材（発電機、投光機、テント、間仕切り、簡易ベッド、簡易トイレ、暖房器具等）、物資（食糧、飲料水、生活必需品、寝具、感染症対策品等）等の提供及びあっせん
- (3) 避難所として利用が可能な施設、場所の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請手続）

第5条 被災町が応援の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第9条第1項に定

める連絡担当部局に対して電話、電子メール等により行うものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援の期間
- (8) 前各号の定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、応援を受けた被災町において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災町において、前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合にあつては、応援を受けた被災町の求めにより、応援を行った提携町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災町と応援を行った提携町が協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害時等において、被災町との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合であつて、応援を行おうとする提携町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災町の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする提携町の負担とする。

(連絡担当部局)

第9条 提携町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡担当部局報告書(別記様式)により相互に報告するものとする。当該報告内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害時等において速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、提携町のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、提携町の長が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年4月26日

音更町長 小野 信次

士幌町長 高木 康弘

上士幌町長 竹中 貢

鹿追町長 喜井 知己

## 資料編10-3 : 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地区区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地区に区分する。

### 2 道央地区に札幌地区を置くものとする。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地区ごとに地区代表消防機関を置き、地区代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地区代表消防機関及び総括代表消防機関（以下「代表消防機関」という。）の選定は、別に定める。

3 地区代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地区内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地区内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（3）応援する指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）の円滑な活動及び管理に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）地区代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握及び調整に関すること。

（4）応援隊の円滑な活動及び管理に関すること。

（代表消防機関の任務の代行）

第4条の2 代表消防機関を置く市町等が被災し、被害の状況により代表消防機関が任務を遂行できない場合は、当該代表消防機関を置く市町等の長は、代表消防機関の代行を置くことができるものとする。

2 代表消防機関の代行の選定は、別に定める。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸上応援 指揮支援隊、指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊による活動



(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による活動  
 (応援隊及び資機材の登録)

第6条 市町等は、応援隊及び資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地区内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地区外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地区代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地区代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地区代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地区代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認める場合は、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(迅速な出動体制の構築)

第8条 代表消防機関を置く市町等の長は、別に定める災害が北海道内で発生した場合は、速やかに当該地区内の応援可能な消防隊等を把握し迅速な出動体制を構築するものとする。

(応援隊の派遣)

第9条 第7条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第11条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第12条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成29年4月27日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書58通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

一部改正（令和2年3月23日締結）

## 別表

地区	構成市町等
道西地区	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、 南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地区	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、 胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、 日高西部消防組合
道央地区	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、三笠市、千歳市、 歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩北部地区消防事務組合、 羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、 滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、 砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
札幌地区	札幌市
道北地区	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、 大雪消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、 稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地区	釧路市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、 遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、 釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、 とちあ広域消防事務組合

**資料編10-4 : 北海道消防防災ヘリコプター応援協定**

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の協定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応

援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

以下道内72消防本部の長が記名押印

## 資料編10-5 : 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村（別掲（以下「甲」という。））と社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する応急措置及び医療

（2）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（3）被災者の死亡の確認及び遺体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの  
(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意志表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 十勝管内各町村長

乙 社団法人十勝医師会長

## 資料編10-6 : 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成3年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医療品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、十勝管内各町村（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

（別表）

区分	日直	旅費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
看護師			
補助職員	看護師の日当1/2（100円未満切捨）	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にあたる者の旅費	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額



## 資料編10-7 : 他機関との協定一覧

町が災害応急対策の実施に関し、締結している応援協定は次のとおりであり、必要に応じて応援要請を行うものとする。

### 【応援種別及び種別毎の団体数】

- (1) 災害情報等の通信連絡 (2 団体)
- (2) 大型暖房機器等の供給等 (1 団体)
- (3) 石油類 (ガソリン・軽油・灯油等) の供給等 (1 団体)
- (4) エルピーガスに関する応急・復旧活動支援 (1 団体)
- (5) 発動機・暖房機・投光器・簡易トイレ仮設建物等の供給等 (3 団体)
- (6) 応急生活物資 (食料品・生活用品・衣料品等) の供給等 (4 団体)
- (7) 物資の輸送 (4 団体)
- (8) 自動販売機内の在庫飲料水提供等 (4 団体)
- (9) 医療救護活動 (10 団体)
- (10) 避難所、温泉入浴、非常食の提供等 (7 団体)
- (11) 非常放送 (FMラジオによる災害・避難情報等の放送) (2 団体)
- (12) 道路・河川・明渠排水路・上下水道施設等の災害応急対策 (5 団体)
- (13) 広報活動、被災者・避難者等の相互情報提供等 (2 団体)
- (14) ユニットハウスの供給等 (1 団体)
- (15) 公共建築施設の被害状況・危険排除・応急対策等 (1 団体)
- (16) 霊柩自動車等による遺体搬送等 (1 団体)
- (17) 情報収集、救援活動、避難所の開設運営、瓦礫撤去等 (2 団体)
- (18) 遺体の収容、安置等 (2 団体)
- (19) 公共施設の電力復旧 (2 団体)
- (20) 応援業務 (応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の提供) (4 団体)
- (21) 郵便局の協力 (緊急車両の提供、広報活動、損損状況の情報提供等) (1 団体)
- (22) 災害応急対策支援 (3 団体)
- (23) 災害ボランティアセンターの設置及び運営 (1 団体)

計64団体

No.	種別番号	担当課等名	協定等の名称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結年月日	開始年月日	終了年月日	自動更新の有無	備考
1	(18)	危機対策課	災害時の医療救護活動に関する協定	音更町 町長 金子尚一	一般社団法人十勝医師会	医療救護活動の実施 1 傷病者に対する応急措置及び医療 2 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 3 被災者の死亡の確認及び遺体の検案	H3/04/01	H3/04/01			
2	(1)	危機対策課	災害時における災害情報等の通信連絡の協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	音更町アマチュア無線クラブ	1 災害対策本部長から自主防災組織代表者又は行政区長への避難命令等の伝達 2 自主防災組織の代表者又は行政区長から災害対策本部長へ被害状況等の報告、要望等の伝達 3 その他災害対策本部長が特に必要とする事項	H17/01/26	H17/01/26		○	
3	(6)	危機対策課	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	音更町 町長 山口武敏	株式会社長崎屋	乙の保有商品（応急生活物資：食料品、生活用品、衣料品等、その他）を優先的に供給するとともに、運搬に関し積極的に協力する。	H17/03/30	H17/03/30		○	
4	(2)	危機対策課	災害時における大型暖房機器等の供給に関する協定	音更町 町長 山口武敏	宮本機械株式会社	乙の保有する大型暖房機器等（室内用大型暖房機、屋外用大型暖房機及びこれらの運転に必要な機材等）を優先的に販売するとともに、運搬に関し積極的に協力する	H17/02/25	H17/02/25		○	
5	(3)	危機対策課	災害時における石油類の供給に関する協定	音更町 町長 山口武敏	帯広地方石油業共同組合	1 甲の施設、車両等に石油類燃料を優先的に供給すること。 2 丙の会員が取り扱う物資（石油類燃料を除く。）を優先的に提供すること。 3 帰宅困難者等に対し災害情報、道路情報等を提供すること。 4 帰宅困難者等に丙の会員の給油所等の施設を一時休憩所として提供すること。	H17/02/28	H17/02/28		○	
6	(4)	危機対策課	災害等の発生時における音更町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	音更町 町長 寺山憲二	北海道エルピーガス災害対策協議会	1 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 2 被災場所における応急措置及び復旧工事 3 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 4 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策 5 その他甲が必要とする要請事項	H23/03/01	H23/03/01		○	
7	(7)	危機対策課	軽自動車輸送の協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	赤帽帯広軽自動車輸送共同組合	物資の輸送について、積極的に協力する	H17/03/04	H17/03/04		○	
8	(5)	危機対策課	災害時における発電機等の供給に関する協定	音更町 町長 山口武敏	株式会社共成レンテム	乙の保有する発電機等（発電機、暖房機、投光器、簡易トイレ、仮設建物その他甲が必要とする機械器具）を貸与するとともに、運搬に関し積極的に協力する	H17/02/25	H17/02/25		○	
9	(8)	危機対策課	災害対応型自動販売機を活用した情報提供等の実施に関する協定	音更町 町長 山口武敏	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	1 災害対応型自動販売機の設置 2 災害対応型自動販売機を活用して行う、災害情報、気象情報、地域情報、行政情報等の発信 3 災害時における災害対応型自動販売機内の在庫飲料の住民等への提供 【音更町文化センター／木野コミュニティセンター】	H19/05/28	H19/05/28		○	
		危機対策課	災害対応型自動販売機を活用した情報提供等の実施に関する協定書の一部を変更する協定	音更町 町長 寺山憲二		原協定第2条の表に【音更町図書館】を加える。	H21/05/22	H21/05/22		○	

No.	種別番号	担当課等名	協定等の名称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結年月日	開始年月日	終了年月日	自動更新の有無	備考
10	(9)	危機対策課	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	十勝町村会 会長 金澤紘一	社団法人十勝 歯科医師会	救護班の派遣/災害医療救護計画の策定、提出及び報告 救護班の業務 1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 2 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 3 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療及び衛生指導 4 検死及び検案に関する法歯学上の協力	H19/07/06	H19/07/06		○	
11	(10)	危機対策課	災害時における避難所としての施設利用に関する協定書	音更町 町長 小野信次	十勝川温泉 旅館組合	災害時等において旅館、ホテル等の宿泊施設を避難所として利用するにあたっての取り決め 1 宿泊場所の提供 2 食事の提供 3 入浴施設の利用 4 避難者名簿の管理 5 その他、必要と認める業務	R3/11/10	R3/11/10		○	㈱大平原 観光ホテル、㈱笹 井ホテル、㈱第 一ホテル、㈱ホ テル観月
12	(10)	危機対策課	災害時における協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	株式会社宮 森観光	乙の業務に支障を来さない範囲で 1 屋内外における避難場所の提供 2 浴場の開放による入浴の提供 3 炊き出しを中心とした非常食の提供 4 その他乙が可能とする協力	H20/02/19	H20/02/19		○	帯広リゾ ートホテル
13	(10)	危機対策課	災害時における協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	民宿旅館田 園	乙の業務に支障を来さない範囲で 1 屋内外における避難場所の提供 2 浴場の開放による入浴の提供 3 炊き出しを中心とした非常食の提供 4 その他乙が可能とする協力	H20/02/19	H20/02/19		○	民宿旅館 田園
14	(10)	危機対策課	災害時における協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	株式会社山 下観光富士 ホテル	乙の業務に支障を来さない範囲で 1 屋内外における避難場所の提供 2 浴場の開放による入浴の提供 3 炊き出しを中心とした非常食の提供 4 その他乙が可能とする協力	H20/02/19	H20/02/19		○	富士ホテル
15	(10)	危機対策課	災害時における協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	丸富士三浦 建設株式会 社	乙の業務に支障を来さない範囲で 1 屋内外における避難場所の提供 2 浴場の開放による入浴の提供 3 炊き出しを中心とした非常食の提供 4 その他乙が可能とする協力	H20/02/19	H20/02/19		○	天然温泉 ホテル 風乃舞 音更
16	(10)	危機対策課	災害時における協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	丸美観光株 式会社	乙の業務に支障を来さない範囲で 1 屋内外における避難場所の提供 2 浴場の開放による入浴の提供 3 炊き出しを中心とした非常食の提供 4 その他乙が可能とする協力	H20/02/19	H20/02/19		○	丸美が丘 温泉ホテル
17	(11)	危機対策課	災害時における非常放送に関する協定	音更町 町長 山口武敏	株式会社エ フエムおび ひろ	乙は、第2条の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。	H20/02/19	H20/02/19		○	FM-J AGA
18	(11)	危機対策課	災害時における非常放送に関する協定	音更町 町長 山口武敏	株式会社お びひろ市民 ラジオ	乙は、第2条の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。	H20/02/19	H20/02/19		○	FM-W ING
19	(12)	危機対策課	音更町所管公共施設における災害時の協力に関する協定	音更町 町長 山口武敏	音更町建設 業協会	道路、河川、明渠排水及びこれらを補完する施設並びに上下水道施設等の災害応急対策に係る支援 1 施設の被害状況の把握に係る業務 2 災害応急対策に係る業務 3 その他必要と認める業務	H20/06/26	H20/06/26		○	

No.	種別番号	担当課等名	協定等の名称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結年月日	開始年月日	終了年月日	自動更新の有無	備考
20	(12)	危機対策課	音更町における災害応急対策支援に関する協定	音更町 町長 寺山憲二	音更建設業協会	道路、河川、明渠排水及びこれらを補完する施設並びに上下水道施設等の災害応急対策に係る支援	H23/04/01	H23/04/01		○	
21	(12)	危機対策課	音更町における災害応急対策支援に関する協定	音更町 町長 山口武敏	音更電業協会	道路、河川、明渠排水及びこれらを補完する施設並びに上下水道施設等の災害応急対策に係る支援	H20/06/30	H20/06/30		○	
		危機対策課	音更町における災害応急対策支援に関する細目協定	音更町 町長 寺山憲二		音更町と音更電業協会が締結する『音更町における災害応急対策支援に関する協定』における、出動人数、対象建物等の具体的な基準	H23/11/15	H23/11/15		○	
22	(22)	危機対策課	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道 知事 高橋はるみ	甲:北海道 市長会 乙:北海道 町村会	市町村間の相互応援協定	H27/3/31	H27/3/31		○	音更町は H27/2/23 北海道町村会に委任
			災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目			市町村間の相互応援協定	H27/3/31	H27/3/31		○	音更町は H27/2/23 北海道町村会に委任
23	(1)	危機対策課	防災情報の共有に係わる協定	北海道開発局 局長 鈴木英一	音更町 町長 山口武敏	防災に係る情報を相互に共有するための取り決め	H20/12/15	H20/12/15		○	防災 WAN
24	(12)	危機対策課	音更町における災害応急対策支援に関する協定	音更町 町長 寺山憲二	株式会社阿部組	道路、河川、明渠排水及びこれらを補完する施設並びに上下水道施設等の災害応急対策に係る支援	H23/02/10	H23/02/10		○	
25	(14)	危機対策課	災害時におけるユニットハウスの供給に関する協定	音更町 町長 寺山憲二	株式会社ナガフ	乙の保有するユニットハウスを積極的に貸与するとともに、運搬に関しても積極的に協力する	H21/07/08	H21/07/08		○	
26	(12)	危機対策課	災害時相互応援に関する協定	日本水道協会 北海道地方支部 道東地区協議会 区長等(40団体)	水道施設に被害が発生した場合被害の復旧に当たり全面的な協力	H21/7/31	H21/7/31		○		災害時相互応援に関する協定
27	(15)	危機対策課	音更町における災害発生時等の協力に関する協定	音更町 町長 寺山憲二	音更建設業 防災協会	1 災害時において公共建築施設の被害状況を把握する業務 2 災害時において公共建築施設の危険の排除及び応急対策に係る業務 3 災害時において町民が避難を行う場合にその避難を補助する業務 4 防災に関する啓蒙活動を行う業務 5 その他、乙が承諾する業務	H22/07/15	H22/07/15		○	
			音更町における災害発生時等の協力に関する細目協定			音更町と音更建設業防災協会が締結する『音更町における災害時等の協力に関する協定』における、出動基準、出動人数、対象建物、建物の被害状況把握及びその優先順位等の具体的な基準	H23/06/01	H23/06/01		○	
28	(16)	危機対策課	災害時における遺体搬送等の協力に関する協定	音更町 町長 寺山憲二	社団法人全国霊柩自動車協会	1 霊柩自動車等による遺体搬送 2 遺体の搬送に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 3 前2号に掲げるもののほか、特に甲が要請する事項	H24/02/15	H24/02/15		○	

No.	種別番号	担当課等名	協定等の名称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結年月日	開始年月日	終了年月日	自動更新の有無	備考
29	(17)	危機対策課	災害時における協力に関する協定	音更町町長 寺山憲二	公益社団法人隊友会帯広地方隊友会音更支部	1 甲が設置する災害対策本部等の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助に関すること。 2 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助に関すること。 3 給水、炊き出しその他の救援活動の補助に関すること。 4 避難所の開設及び運営の補助に関すること。 5 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助に関すること。 6 物資、資材の運送及び配分の補助に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。	H24/06/25	H24/06/25		○	
30	(8)	危機対策課	災害時における飲料水提供の協力に関する協定	音更町町長 寺山憲二	株式会社伊藤園	1 地域貢献型自販機（災害救援型）内の在庫品を無償提供すること。【道の駅「おとふけ」/音更町保健センター】 2 乙の営業拠点で保有する在庫飲料水を甲に有償提供すること。	H24/06/28	H24/06/28		○	
31	(8)	危機対策課	災害時における飲料水提供の協力に関する協定	音更町町長 寺山憲二	乙:アサヒカルピスビバレッジ株式会社 丙:ヨネザワデイリー株式会社	1 乙及び丙が音更町内に設置した地域貢献型自販機（災害救援型）の庫内在庫品を甲に無償提供すること。【総合福祉センター/木野コミュニティセンター/共栄コミュニティセンター】 2 丙の営業拠点で在庫として保有する乙が製造した飲料水（以下「乙の製品」という。）を甲に優先的に有償提供すること。	H24/08/28	H24/08/28		○	
32	(18)		災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書	音更町町長 寺山憲二	北海道葬祭業協同組合	1 遺体安置施設を貸与すること 2 棺及葬祭用品の供給並びに作業等の役務を提供すること 3 その他遺体安置等に必要なものについて提供すること	H25/06/21	H25/06/21		○	
33	(22)	危機対策課	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局局長 鈴木正俊	北海道町村会 会長 寺島光一郎	北海道内で相当規模の災害が発生した場合の応援の要請に関する取り決め	H26/3/28	H26/3/28		○	音更町はH26/3/10北海道町村会に委任
34	(13)	危機対策課	災害に係る情報発信等に関する協定	音更町町長 寺山憲二	ヤフー株式会社	1 キャンシュサイトの作成。 2 避難所情報の掲載。 3 避難勧告、避難指示等の掲載。 4 ライフライン情報、ボランティア受入れ情報の掲載。 5 必要救援物資情報の掲載。 6 災害ブログの掲載。 7 避難者名簿の掲載。	H26/11/10	H26/11/10		○	
35	(6)	危機対策課	災害時における物資の供給の協力に関する協定	音更町町長 寺山憲二	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資（作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等）の優先供給に努める。	H26/11/28	H26/11/28		○	
36	(7)	危機対策課	災害時における物資の輸送に関する協定	音更町町長 寺山憲二	一般社団法人十勝地区トラック協会	災害時における町の施設、避難所等に対する物資の輸送	H27/02/09	H27/02/09		○	
37	(19)	危機対策課	災害時における公共施設の電力復旧に関する協定	音更町町長 寺山憲二	一般財団法人北海道電気保安協会	1 公共施設の電力復旧のために必要な調査等 2 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査 3 その他甲が必要と認める応急対策活動	H27/08/06	H27/08/06		○	
38	(20)	危機対策課	災害時における応援業務に関する協定	音更町町長 寺山憲二	北海道砂利工業組合十勝支所	1 被災した町内の道路、河川等の応急対策及び災害復旧のために必要とする砂利、砂、砕石等提供 2 その他、甲が特に必要と認める業務	H27/10/20	H27/10/20		○	

No.	種別番号	担当課等名	協定等の名称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結年月日	開始年月日	終了年月日	自動更新の有無	備考
39	(21)	危機対策課	災害発生時における音更町と音更町内郵便局の協力に関する協定	音更町町長 寺山憲二	日本郵便株式会社北海道支社長	<ol style="list-style-type: none"> <li>緊急車両等としての車両の提供</li> <li>避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供</li> <li>郵便局ネットワークを活用した広報活動</li> <li>郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付</li> <li>被災者が差し出す郵便物の料金免除</li> <li>被災地宛て救助用郵便物等の料金免除</li> <li>被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除</li> </ol> </li> <li>郵便物配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供</li> <li>避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項</li> <li>株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い</li> <li>その他、要請のあったものうち協力できる事項</li> </ol>				○	
40	(22)	危機対策課	音更町と音更町商工会との連携に関する協定	音更町町長 寺山憲二	音更町商工会	災害応急対策支援に関すること	H23/05/15	H23/05/15		○	
41	(6)	危機対策課	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	音更町町長 寺山憲二	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	災害時において被災住民等を救助するための物資の調達及び供給に係る協力	H29/02/14	H29/02/14		○	
42	(7)	危機対策課	災害時における物資供給に関する協力協定	音更町町長 小野信次	王子コンテナ(株)釧路工場	災害時において要請により段ボールベッド等の供給を受けるにあたっての取り決め	H30/03/28	H30/03/28		○	
43	(23)	危機対策課	音更町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	音更町町長 小野信次	社会福祉法人音更町社会福祉協議会	音更町災害ボランティアセンターの設置及び運営を要請するにあたっての取り決め	H31/02/21	H31/02/21		○	
44	(9)	危機対策課	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町町長 小野信次	社会福祉法人音更町柏寿協会	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	H31/04/08	H31/04/08		○	
45	(9)	危機対策課	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町町長 小野信次	株式会社のむら葬祭	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力に関すること	H31/04/08	H31/04/08		○	
46	(13)	危機対策課	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	音更町町長 小野信次	北海道行政書士会十勝支部	災害時において被災者支援のための行政書士業務に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の準備及び開設</li> <li>行政書士の派遣</li> <li>窓口業務における受付支援</li> <li>その他、必要と認める業務</li> </ol>	R2/02/14	R2/02/14		○	
47	(5)	危機対策課	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	音更町町長 小野信次	三菱自動車販売株式会社(十勝支店)	災害時における電動車両等の支援に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>電気自動車の貸与</li> <li>プラグインハイブリッド車の貸与</li> <li>自動車からの外部給電に必要な機器の貸与</li> </ol>	R2/08/03	R2/08/03		○	
48	(8)	危機対策課	『道の駅(ガーデンスパ十勝川温泉)』における協働事業の実施に関する細	音更町町長 小野信次	北海道 コカ・コーラ ボトリング株式会社	ネットワークに接続されたメッセージボード付自動販売機による協働事業 <ol style="list-style-type: none"> <li>地域情報、道路情報等の提供</li> <li>非常時における自販機内在庫の商品の無償提供</li> </ol>	R2/08/05	R2/08/05		○	

No.	種別 番号	担当課 等名	協定等の名 称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結 年月日	開始 年月日	終了 年月日	自動 更新の 有無	備考
			目協定書								
49	(9)	危機対 策課	災害時等における福祉用具等物資の供給の協力に関する協定書	音更町 町長 小野信次	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時等において避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給等	R2/11/12	R2/11/12		○	
50	(9)	危機対 策課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町 町長 小野信次	社会福祉法人手稲ロータス会	災害時等における施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	R2/11/13	R2/11/13		○	
51	(20)	危機対 策課	災害時等におけるレンタル機材・役務等の提供の協力に関する協定書	音更町 町長 小野信次	ダスキンオビヒロ株式会社	災害時等において、レンタル機材、消耗品及び除菌消毒作業等の役務の提供	R2/11/16	R2/11/16		○	
52	(9)	危機対 策課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町 町長 小野信次	社会福祉法人元気の里とまち	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	R2/11/19	R2/11/19		○	
53	(9)	危機対 策課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町 町長 小野信次	社会福祉法人更葉園	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	R4/01/18	R4/01/18		○	
54	(20)	危機対 策課 危機対 策課	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	音更町 町長 小野信次	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給及び利用等	R3/05/14	R3/05/14		○	
			災害時における地図製品等の供給等に関する細目協定書			供給される地図製品等 1 ゼンリン地図5冊 2 電子版ゼンリン地図 3 町内広域図5枚 4 「複製利用許可証」の発行	R3/05/14	R3/05/14		○	
55	(9)	危機対 策課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町 町長 小野信次	社会福祉法人音更晩成園	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	R3/06/22	R3/06/22		○	
56	(10)	危機対 策課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町 町長 小野信次	社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	R3/06/25	R3/06/25		○	
57	(7)	危機対 策課	災害時における緊急輸送及び情報提供等に関する協定書	音更町 町長 小野信次	音更タクシー 一有限公司	災害時において町民の安全確保のための緊急輸送等 1 必要な人員、避難者や要配慮者の移送業務 2 必要な機材、物資の輸送業務 3 災害情報、被害情報等の収集及び提供	R3/08/26	R3/08/26		○	
58	(9)	危機対 策課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	音更町 町長 小野信次	公益社団法人北海道医療団	災害時等において、施設の一部を福祉避難所として利用することの他、福祉避難所の設置運営に係る協力	R3/09/21	R3/09/21		○	
59	(19)	危機対 策課	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	音更町 町長 小野信次	乙：北海道電力株式会社 丙：北海道電力ネットワーク株式会社	災害発生時に住民生活の早期安定を図るための相互協力に関すること	R4/05/24	R4/05/24		○	
			大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定			災害発生時に電力設備等により道路の通行に支障が生じた際の早期解消に向けた作業の推進、連携に関すること	R4/05/24	R4/05/24		○	
			大規模災害時における樹木土砂などの障害物（電力設備を除く）の除去作業の			災害発生時において停電復旧作業の障害となる樹木・土砂などの障害物の除去作業に関すること	R4/05/24	R4/05/24		○	

No.	種別 番号	担当課 等名	協定等の名 称	甲	乙、丙等	協定等の概要	締結 年月日	開始 年月日	終了 年月日	自動 更新 の有 無	備考
			支援に関する細目協定								
60	(5)	危機対策課	災害時における電気車両等の支援に関する協定書	音更町 町長 小野信次	釧路トヨタ 自動車株式 会社	災害時における電動車両等の支援 1 電気自動車の貸与 2 プラグインハイブリッド車の貸与 3 自動車からの外部給電に必要な機器の貸与	R4/06/22	R4/06/22		○	
61	(6)	危機対策課	災害時における支援協力に関する協定書	音更町 町長 小野信次	イオン北海 道株式会社	災害時において支援協力が必要と認められる時の要請の取り決め	R4/06/22	R4/06/22		○	
62	(20)	危機対策課	北十勝4町による広域防災に係る相互応援に関する協定	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町		平常時及び災害時等における防災対策の充実を図るための相互協力に関すること 1 防災関係資料及び情報の提供 2 防災訓練等への協力及び参加 3 広域的な対応 4 その他、目的達成のために必要な事業	R4/04/22	R4/04/22		○	



## 資料編10-8 : 近隣市町村水防管理団体の応援

	帯広市水防管理者 (総務課長)	24-4111
	とちろ広域消防事務組合	26-0119
	幕別町水防管理者 (町民課長)	54-2111
	池田町水防管理者 (総務課長)	015-572-3111
音更町水防管理者 (危機対策課長)	士幌町水防管理者 (総務企画課長)	01564-5-5211
	鹿追町水防管理者 (町民課長)	0156-66-4031
	清水町水防管理者 (総務課長)	0156-62-2111
	芽室町水防管理者 (総務課長)	62-9720

## 資料編10-9 : 警察官の応援要請

応援又は協力を求める事項	要請（通知）先		要請（通知）者 （担当）	根拠
	担当	電話		
警戒区域への立入禁止等の措置	帯広警察署長 （警備課長）	25-0110	消防署長	水防法 第21条 第2項
警察官の出動			水防管理者 （危機対策課長）	水防法 第22条
警察通信施設の使用			水防管理者 （危機対策課長） 消防署長	水防法 第27条 第2項
退避・立退きの場合における措置			水防管理者 （危機対策課長）	水防法 第29条